

習志野市公共施設再生計画検討専門協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 本格的な少子高齢社会を迎え、人口が減少し、財政的にも厳しさが増すことが予想される中、老朽化が進む本市の公共施設を、将来にわたり持続可能な量と質へと転換し、時代の変化に応じた行政サービスを維持するために、中長期的視点に立った公共施設の再生計画を検討するに当たり、習志野市公共施設再生計画検討専門協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (2) 公共施設の再生 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、市民ニーズに対応した施設の適正な配置、効率的な管理運営及び財源確保を実現することをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 市民ニーズに対応した公共施設の再配置の方針に関すること。
- (2) 習志野市公共施設再生計画に関すること。
- (3) 公共施設の再生のための財源確保に関すること。
- (4) その他公共施設再生に関すること。

(組織等)

第4条 協議会は、委員6名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共施設に関する政策又は研究分野における実績のある学識経験者及び有識者
- (2) 本市のまちづくりに関し知識経験を有する者
- (3) 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。
- (4) 協議会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- (5) 委員長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 協議会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を協議会に加えるものとする。
- (8) 臨時委員の任期は、委嘱の日から協議会への出席が終わるまでの間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、その進行を行う。

2 協議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会は、必要に応じてその協議会への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、協議会における検討結果を提言書として取りまとめ、市長に提出する。

(庁内連絡会議)

第7条 協議会の検討内容の実現性及びその実施方策等の検討を行うため、主要な公共施設の管理所管課及び行財政運営に関する関係課で組織する習志野市公共施設再生計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、習志野市公共施設改善計画検討プロジェクトの委員を充てるものとする。

(庶務等)

第8条 協議会及び連絡会議（以下「協議会等」という。）の庶務は、企画政策部経営改革推進室において処理する。

2 協議会等の円滑な進行を支援し、その指示する事項について調査等を行うため、協議会等に補助スタッフを置くものとし、習志野市公共施設改善計画検討プロジェクトの作業部会の委員を充てるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行し、平成23年3月31日限り、その効力を失う。